

議案第79号

杉並区職員の退職手当に関する条例及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の退職手当に関する条例及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和50年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第22項中「以下同じ。）」の次に「及び杉並区職員の退職手当に関する条例及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年杉並区条例第 号。以下「幼稚園教育職員給与等一部改正条例」という。）の規定（第1条の規定を除く。以下同じ。）」を加える。

附則第23項中「給与等一部改正条例の規定」の次に「及び幼稚園教育職員給与等一部改正条例の規定」を加え、附則に次の1項を加える。

24 特定期間に退職し、第11条の2第2項の規定の適用を受ける者（同項の規定により、第5条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職時に受けていた教職調整額の額については、幼稚園教育職員給与等一部改正条例の規定による改正がなかったものとみなした場合におけるその者の退職時に受けていた教職調整額の額とする。

第2条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の115」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の45」を「100分の55」に、「100分の115」を「100分の130」に、「100分の55」を「100分の65」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	169,300	259,700	306,400	344,200
	2	171,400	261,800	308,700	346,800
	3	173,500	263,900	311,000	349,400
	4	175,600	266,000	313,300	352,000
	5	177,700	268,400	315,600	354,600
	6	179,800	270,800	317,800	357,200
	7	181,900	272,900	320,200	359,700
	8	183,900	275,000	322,400	362,100
	9	186,200	277,200	324,600	364,500
	10	188,300	279,400	326,900	366,900
	11	190,500	281,600	329,200	369,300
	12	192,700	283,800	331,400	371,700
	13	194,800	285,900	333,600	374,000
	14	196,500	288,000	335,800	376,300
	15	198,400	290,200	338,100	378,500
	16	200,200	292,400	340,500	380,700
	17	202,000	294,600	342,900	382,800
	18	203,900	296,900	345,300	384,800
	19	205,700	299,200	347,800	386,800
	20	207,700	301,500	350,300	388,700
	21	209,600	303,800	352,800	390,600
	22	211,400	305,900	355,000	392,500
	23	213,300	308,300	357,300	394,300
	24	215,200	310,400	359,600	395,900
	25	217,100	312,700	361,800	397,600
	26	218,800	314,900	363,900	399,300
	27	220,700	317,000	366,100	400,800
	28	222,600	319,200	368,200	402,400
	29	224,500	321,200	370,200	403,900
	30	226,600	323,400	372,200	405,300
	31	228,700	325,500	374,100	406,700
	32	230,800	327,500	375,900	408,100

33	232,900	329,600	377,700	409,400
34	234,900	331,600	379,500	410,600
35	236,900	333,700	381,200	411,800
36	239,000	335,700	382,600	413,000
37	241,100	337,500	384,000	414,100
38	243,100	339,300	385,300	415,100
39	245,200	341,100	386,600	416,100
40	247,400	342,900	387,800	417,100
41	249,500	344,600	389,000	418,000
42	251,600	346,300	390,200	418,900
43	253,700	348,000	391,400	419,800
44	255,800	349,600	392,400	420,600
45	258,000	351,100	393,200	421,400
46	260,000	352,600	394,100	422,100
47	261,900	354,100	395,100	422,800
48	264,100	355,600	396,100	423,400
49	266,100	357,000	396,900	424,100
50	268,300	358,400	397,700	424,800
51	270,600	359,700	398,500	425,400
52	272,700	361,100	399,300	425,900
53	274,900	362,400	400,000	426,400
54	276,900	363,700	400,800	427,000
55	279,100	364,900	401,600	427,500
56	281,200	366,100	402,300	428,100
57	283,300	367,200	402,900	428,700
58	285,300	368,300	403,600	429,300
59	287,300	369,400	404,300	429,900
60	289,300	370,500	405,000	430,500
61	291,400	371,500	405,600	431,000
62	293,400	372,600	406,200	431,500
63	295,500	373,600	406,800	432,000
64	297,500	374,500	407,400	432,600
65	299,500	375,500	407,900	433,000
66	301,500	376,400	408,400	433,500
67	303,600	377,300	409,000	434,000
68	305,600	378,100	409,600	434,400

再任用職員以外の職員

69	307,600	378,900	410,200	434,900
70	309,500	379,700	410,800	435,400
71	311,500	380,500	411,400	435,900
72	313,500	381,400	412,000	436,400
73	315,400	382,200	412,500	436,800
74	317,300	382,900	413,100	437,300
75	319,400	383,500	413,600	437,800
76	321,300	384,200	414,200	438,300
77	323,200	384,800	414,700	438,700
78	325,100	385,400	415,200	439,100
79	326,800	385,900	415,700	439,600
80	328,500	386,500	416,200	440,100
81	330,200	387,100	416,700	440,600
82	331,800	387,600	417,200	441,100
83	333,500	388,200	417,700	441,600
84	335,000	388,800	418,200	442,000
85	336,400	389,400	418,600	442,500
86	337,900	390,000	419,000	442,900
87	339,400	390,500	419,500	443,300
88	340,700	391,100	420,000	443,700
89	342,000	391,600	420,500	444,000
90	343,300	392,100	420,900	444,400
91	344,500	392,700	421,400	444,800
92	345,700	393,200	421,900	445,200
93	346,800	393,700	422,300	445,600
94	347,900	394,200	422,700	446,000
95	348,900	394,700	423,100	446,400
96	349,900	395,200	423,500	446,800
97	350,900	395,600	423,900	447,200
98	351,800	396,000	424,200	447,500
99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300
101	354,000	397,500	425,400	448,700
102	354,700	398,000	425,800	
103	355,400	398,500	426,200	
104	355,900	399,000	426,600	

105	356,500	399,500	427,000	
106	357,000	400,000	427,400	
107	357,500	400,500	427,800	
108	358,100	401,000	428,200	
109	358,800	401,400	428,500	
110	359,300	401,900	428,900	
111	359,800	402,400	429,300	
112	360,300	402,900	429,700	
113	360,800	403,400	430,000	
114	361,300	403,800		
115	361,800	404,200		
116	362,300	404,600		
117	362,700	405,000		
118	363,100	405,400		
119	363,600	405,800		
120	364,100	406,200		
121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		
126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		
129	367,900	409,600		
130	368,200			
131	368,600			
132	369,000			
133	369,400			
134	369,700			
135	370,100			
136	370,500			
137	370,900			
138	371,300			
139	371,700			
140	372,100			

	141	372,400			
	142	372,800			
	143	373,200			
	144	373,500			
	145	373,900			
	146	374,300			
	147	374,700			
	148	375,100			
	149	375,500			
	150	375,900			
	151	376,300			
	152	376,700			
	153	377,000			
	154	377,400			
	155	377,800			
	156	378,200			
	157	378,600			
	158	379,000			
	159	379,400			
	160	379,800			
	161	380,200			
	162	380,600			
	163	381,000			
	164	381,400			
	165	381,700			
	166	382,100			
	167	382,400			
	168	382,800			
	169	383,200			
再任用 職員		229,400	268,200	291,300	330,300

第3条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の50」に、「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の60」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条中第30条第2項及び第3項の改正規定並びに次項、附則第5項及び第6項の規定は公布の日から、第3条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、杉並区教育委員会は、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 施行日から令和2年3月31日までの間において、第2条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず同条の規定による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第2条の規定による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事

項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

幼稚園教育職員の給与を改定する必要がある。

杉並区職員の退職手当に関する条例及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
1～21 略	1～21 略
<p>22 令和2年1月1日から同年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）に退職し、第7条第1項及び第8条第1項の規定の適用を受ける者に対して支給する退職手当の基本額に係るこれらの規定に規定する退職日給料月額については、杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和元年杉並区条例第 号。以下「給与等一部改正条例」という。）の規定（第3条の規定を除く。以下同じ。）及び杉並区職員の退職手当に関する条例及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年杉並区条例第 号。以下「幼稚園教育職員給与等一部改正条例」という。）の規定（第1条の規定を除く。以下同じ。）による改正がなかつたものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額とする。</p>	<p>22 令和2年1月1日から同年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）に退職し、第7条第1項及び第8条第1項の規定の適用を受ける者に対して支給する退職手当の基本額に係るこれらの規定に規定する退職日給料月額については、杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和元年杉並区条例第 号。以下「給与等一部改正条例」という。）の規定（第3条の規定を除く。以下同じ。）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>による改正がなかつたものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額とする。</p>

2 3 特定期間に退職し、第9条の3第1項の規定の適用を受ける者（同項の規定により、第5条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職日給料月額及び特定減額前給料月額については、給与等一部改正条例の規定及び幼稚園教育職員給与等一部改正条例の規定による改正がなかつたものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額及び特定減額前給料月額とする。

2 4 特定期間に退職し、第11条の2第2項の規定の適用を受ける者（同項の規定により、第5条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職時に受けていた教職調整額の額については、幼稚園教育職員給与等一部改正条例の規定による改正がなかつたものとみなした場合におけるその者の退職時に受けていた教職調整額の額とする。

2 3 特定期間に退職し、第9条の3第1項の規定の適用を受ける者（同項の規定により、第5条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職日給料月額及び特定減額前給料月額については、給与等一部改正条例の規定 _____ による改正がなかつたものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額及び特定減額前給料月額とする。

第2条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(勤勉手当) 第30条 略	(勤勉手当) 第30条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の110（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の110」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の65」とする。
- 4～7 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の95（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の115）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の45」と、「100分の115」とあるのは「100分の55」とする。
- 4～7 略

第3条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>（第10条の規定に基づき管</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の110</u>（第10条の規定に基づき管</p>

理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の122.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。

4～7 略

理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の110」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の65」とする。

4～7 略

給与改定の概要

杉並区職員の退職手当に関する条例及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容									
給 料 表	別表第1 1 職員給与が民間従業員給与を上回る公民較差(△2,235円、△0.58%)を解消するため、給料月額を引き下げる。 2 大学卒程度の初任給までの号給は、据え置く。									
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	職員の支給月数									
		現 行			第2条による改正 (令和元年度の支給月数)			第3条による改正 (令和2年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.15	0.95	2.10	1.15	0.95	2.10	1.15	1.025	2.175
	12月期	1.20	0.95	2.15	1.20	1.10	2.30	1.20	1.025	2.225
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25
	合 計	2.60	1.90	4.50	2.60	2.05	4.65	2.60	2.05	4.65
	管理職員の支給月数									
		現 行			第2条による改正 (令和元年度の支給月数)			第3条による改正 (令和2年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.95	1.15	2.10	0.95	1.15	2.10	0.95	1.225	2.175
	12月期	1.00	1.15	2.15	1.00	1.30	2.30	1.00	1.225	2.225
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25
	合 計	2.20	2.30	4.50	2.20	2.45	4.65	2.20	2.45	4.65
	再任用職員の支給月数									
		現 行			第2条による改正 (令和元年度の支給月数)			第3条による改正 (令和2年度の支給月数)		
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.65	0.45	1.10	0.65	0.45	1.10	0.65	0.50	1.15	
12月期	0.70	0.45	1.15	0.70	0.55	1.25	0.70	0.50	1.20	
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	
合 計	1.45	0.90	2.35	1.45	1.00	2.45	1.45	1.00	2.45	
再任用管理職員の支給月数										
	現 行			第2条による改正 (令和元年度の支給月数)			第3条による改正 (令和2年度の支給月数)			
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.55	0.55	1.10	0.55	0.55	1.10	0.55	0.60	1.15	
12月期	0.60	0.55	1.15	0.60	0.65	1.25	0.60	0.60	1.20	
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	
合 計	1.25	1.10	2.35	1.25	1.20	2.45	1.25	1.20	2.45	
退職手当	今年度の定年退職者等の退職手当は、現行の給料月額を基に算定する。									
施行期日等	1 第2条による給料表に係る改正は令和2年1月1日から、勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、勤勉手当に係る規定は令和元年12月1日から適用する。 2 第3条による勤勉手当に係る改正は、令和2年4月1日から施行する。 3 第1条による退職手当に係る改正は、令和2年1月1日から施行する。 4 給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができることとする。									